



金 沢 市 公 報

号外第6号

平成25年(2013年)3月30日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
条 例	
金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	1

条 例

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月30日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第23号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第19条中「第5項、第14項、第18項から第26項まで、第28項、第30項、第32項若しくは第36項」を「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における改正後の金沢市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第9条の3第5項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第19条の規定は、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第 号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19条の規定の適用については、同条中「、第37項若しくは第38項」とあるのは、「若しくは第37項」とする。

平成25年(2013年)3月30日 印刷
平成25年(2013年)3月30日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄